

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 事業者向け支援

令和3年  
9月3日  
現在

## 袋井市 新型コロナウイルス 支援制度ナビ

スマートフォンやパソコンなどでご自身に合った支援制度を見つけることができます。



※申請の条件が複雑な制度もありますので、制度の詳細は、必ず国や自治体等のホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症により、暮らしや経営等に影響を受けている事業者などへの支援内容を紹介します。詳細や最新の情報は、市ホームページでご確認ください。

※掲載の情報は9月3日現在の内容です。

袋井市企画政策課企画係 TEL44-3105



## 企業・個人事業主向け

| 困りごと        | 支援内容   | 相談窓口  |
|-------------|--|---|
| 従業員の雇用を守りたい | <b>中小企業等事業再構築促進事業</b><br>対象：申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等<br>支援内容：新分野展開や業態転換、事業再編に係る建物費、設備費、研修費、広告宣伝費など。補助率1/3～3/4<br>申請方法：申請はjGrants(電子申請)での受付を予定。GビズIDプライムの取得が必要になります。 | 事業再構築補助金<br>事務局コールセンター<br>TEL 0570-012-088                      |
|             | <b>雇用調整助成金(特例) 期間延長</b><br>対象：労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った事業者<br>支援内容：休業手当等の一部を助成。緊急対応期間(R2.4.1～R3.9.30)の助成率は、中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わないときは中小企業9/10～10/10、大企業3/4<br>※売上高の減少率や緊急事態宣言の実施区域については別途、特例あり。     | 雇用調整助成金センター<br>TEL 054-653-6116<br>ハローワーク磐田<br>TEL 0538-32-6181 |
|             | <b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 期間延長</b><br>対象：R2.4.1～R3.9.30の間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方<br>支援内容：休業前賃金の80%(日額上限…9,900円。R3.4分までは11,000円)<br>※緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置については別途、特例あり。           | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター<br>TEL 0120-221-276              |
|             | <b>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金</b><br>支援内容：被用者が新型コロナウイルス感染症や疑いにより、療養や自宅待機のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給   | 加入している健康保険組合<br>国民健康保険 後期高齢者医療保険                                |

相談窓口  
(経営全般)

袋井商工会議所 TEL 0538-42-6151  
 浅羽町商工会 TEL 0538-23-2440  
 静岡県経営支援課 TEL 054-221-2806  
 静岡県よろず支援拠点 TEL 054-253-5117  
 静岡県信用保証協会 TEL 053-458-1212

このほかにも支援制度があります。  
 経済産業省からの情報もご確認ください。  
 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」



「メローねっと」では、市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関する追加・更新情報を随時配信しています。



|  |  |  |
|--|--|--|
| 事業継続のため融資を受けたい   | <b>新型コロナウイルス感染症特別貸付&lt;日本政策金融公庫、商工中金&gt;</b><br>対象：新型コロナウイルスの影響を受けて、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方など<br>支援内容：融資後3年間基準利率から0.9%引き下げ   | 日本政策金融公庫浜松支店<br>(浜松市中区板屋町111-2浜松アクタワ-23階)<br>国民生活事業(個人企業・小規模企業)…TEL 053-454-2341<br>中小企業事業…TEL 053-453-1611<br><br>商工中金浜松支店(浜松市中区常盤町133-1)<br>TEL 053-454-1521 |
|  | <b>特別利子補給制度&lt;中小企業基盤整備機構&gt;</b><br>支援内容：新型コロナウイルス感染症特別貸付等の借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、最長3年間利子相当額を一括して助成することにより、実質的な無利子化を実現<br>申請期限：R3.12.31   | 中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局<br>TEL 0570-060515  |
|  | <b>経済変動対策貸付&lt;静岡県&gt;</b><br>対象：原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人、会社、医療法人)、組合で売上高の減少について一定の要件に該当<br>支援内容：設備資金、運転資金を対象とし、融資限度額は8,000万円。融資期間10年以内<br><br><b>経済変動対策貸付資金利子補給制度&lt;袋井市&gt;(県との協調融資)</b><br>支援内容：経済変動対策貸付資金を貸し付けた金融機関に対し、市が3年間利子補給金を交付(市と県をあわせた利子補給率は年1.34%)<br>申請期限：R3.12.31 | 静岡県銀行<br>清水銀行<br>スルガ銀行<br>浜松いわた信用金庫<br>島田掛川信用金庫<br>等の各支店   |
| <b>中小企業信用保証料補助金</b><br>対象：①R3.3.31までに国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付を利用した事業者 ②①に該当もしくはR3.12.31までに新型コロナウイルス感染症特別貸付を利用し、かつ経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)を利用した事業者<br>支援内容：信用保証料の全額補助 | 袋井市産業政策課<br>TEL 0538-44-3136   |  |

相談窓口  
(資金繰り)

静岡県商工金融課 TEL 054-221-2525  
 中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783183  
 日本政策金融公庫 浜松支店 国民生活事業(個人企業・小規模企業) TEL 053-454-2341 中小企業事業 TEL 053-453-1611

|                            |  |  |   |
|----------------------------|--|--|---|
| 農業者向けの<br>運転資金の融資<br>を受けたい | <b>農林漁業セーフティネット資金</b><br>対象：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者(農業所得が所得の過半を占める者)、農業を営む団体など     |  | ・JA遠州中央農協<br>・静岡県信用農業協同組合連合会<br>・静岡銀行<br>・清水銀行<br>・浜松いわた信用金庫<br>・スルガ銀行(農業近代化資金除く) |
|                            | <b>農業近代化資金</b><br>対象：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者(農業所得が所得の過半を占める者)、農業を営む団体など            |  |   |
|                            | <b>経営体育成強化資金</b><br>対象：農業を営む個人や団体など(農業所得が所得の過半を占める等の条件はありますが、認定農業者である必要はありません) |  |   |
|                            | <b>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)</b><br>対象：認定農業者   |  |   |

支援等相談窓口 関東農政局企画調整室 TEL 048-740-0311

遠州中央農業協同組合では、独自の融資支援制度を設けています。  
 詳しくは、農協へお問い合わせください。